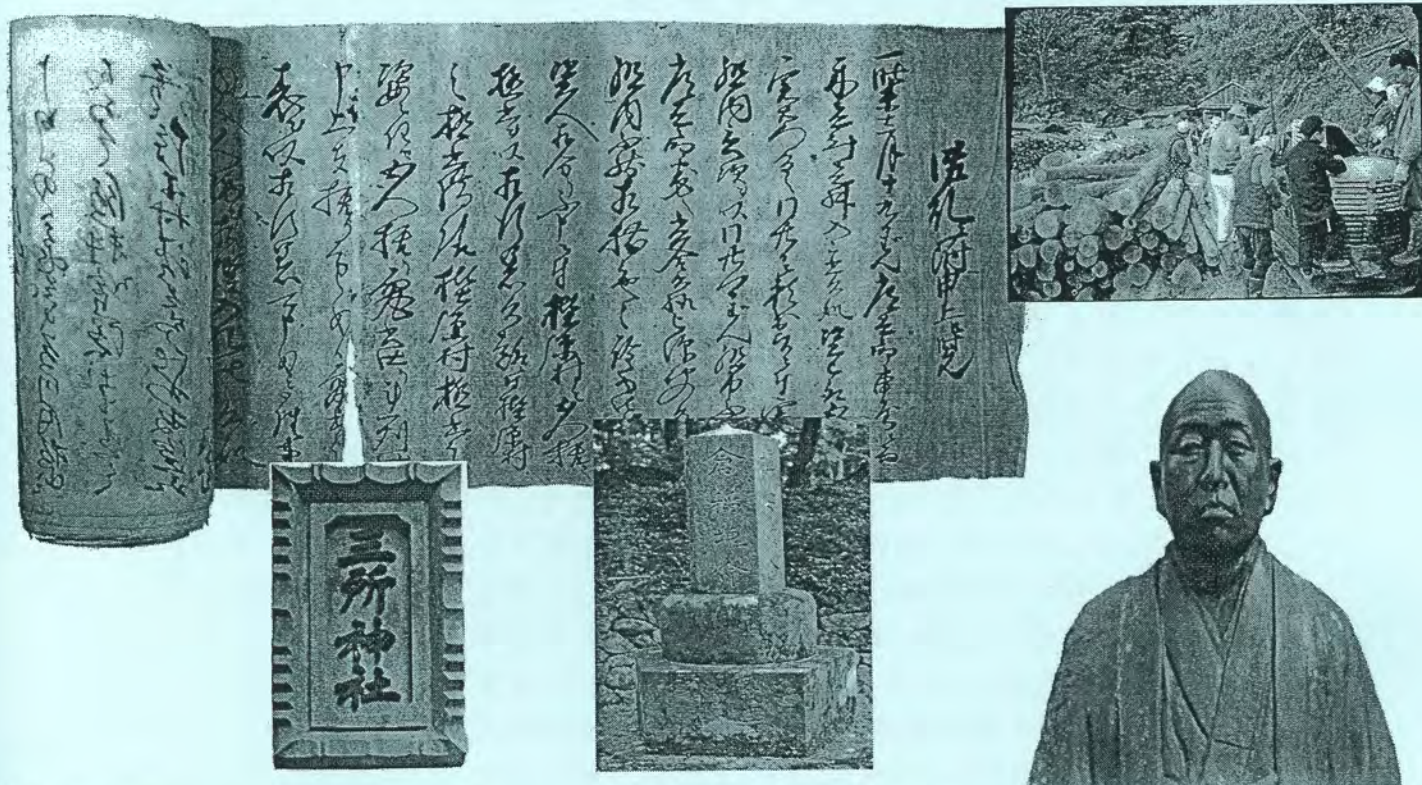


文書館の逸品展

山の庄屋さん

-美馬家文書の世界-



開催期間：平成23年10月25日(火)～平成24年1月22日(日)

開館時間：午前9時30分～午後5時

休館日：毎週月曜日・第3木曜日

(祝祭日と重なった場合はその翌日)

会場：徳島県立文書館 2階展示室 入場無料
主催：徳島県立文書館



〒770-8070 徳島県八万町向寺山 文化の森総合公園内

Tel : 088-668-3700 Fax : 088-668-7199

<http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/>

ごあいさつ

徳島県立文書館では年間4回の「切れ目のない展示」を行っていますが、そのうち1回は、一軒の家の古文書などの資料に焦点を当てて紹介する「文書館の逸品展」を開催しています。今回は勝浦郡瀬津村（現上勝町生実）の庄屋であった美馬家に残されていた資料を取り上げ、勝浦郡上勝町の江戸時代後期から明治にかけての歴史を中心に紹介をします。

上勝町は、徳島県の中央部からやや南東に位置しています。勝浦川上流の山間部にあたり、耕地・集落ともに標高200~600mの山の斜面や段丘面に立地し、人口は1,913人（平成23年9月1日現在）で高齢化率は約49%であり、過疎化と高齢化が進んでいる山間の町です。しかし多くの方が知るとおり、「葉っぱビジネス」で全国的にも有名であり、最近では、檜原の棚田集落が国の重要文化的景観に選定されるなど、その自然環境、伝統文化が高い評価を受け、「持続可能な地域社会」実現に向け取り組んでいることでも注目されている町です。平成22年度には、国外も含め約3,000人の視察者が来町しているように、とても魅力のある町といえます。

さて、今回の展示では、そうした上勝町瀬津村の江戸時代後期から明治時代初期にかけての人々の生活や社会のしくみなどを庄屋であった美馬家の記録資料をとおして紹介します。たとえば、当時の人々が生業としていた紙づくり、炭焼き、お茶の生産などの産業、用水の開削、江戸に人足として派遣されていた村人からの情報、神仏分離令、戸籍編成への対応などの他、さまざまな当時の社会生活に関わるものについて展示し、解説します。

この美馬家文書からは、当時の山間の人々の生活、社会の仕組み、さらにそれらが時代とともに移り変わる様子などを具体的に見ることができます。そうした歴史の上に現在の上勝町の人々の暮らしがあります。現在の町の人々の活力や社会の変化に柔軟に対応する新しい地域コミュニティづくりの発想も、自然環境や歴史と伝統文化を理解したうえで、生み出されているように思います。県内各地域でも、それぞれの地域なりの歴史の営みがあり、その積み重ねの上に現在があります。我々がこれからの生き方や社会のあり方を考えるとき、こうした地元に残る記録資料は一つの手がかりや勇気を与えてくれるものです。今回の展示が歴史資料を保存し、歴史から学ぶことの大切さを考える機会になることを願っています。

なお、今回の展示開催にあたり、美馬正治氏をはじめご家族の皆様、上勝町役場、羽山久男氏、平井松午氏、徳島の古文書を読む会一班の皆様など多くの関係者の方々に格別のご指導、ご協力をいただきました。末尾ながら厚くお礼を申し上げます。

平成23年10月25日

徳島県立文書館長 結城孝典

勝浦郡瀬津村と庄屋美馬家

瀬津村は、現在勝浦郡上勝町のうち、勝浦川源流部の山間に位置する。寛永期の国絵図にはせつ村もしくは瀬津村と見え、勝浦山の内である。寛文4年(1664)の高辻帳では、勝浦山坂本村の枝村と見える。貞享4年(1687)の検地帳には、田5町5反余、畠23町7反余、総石高123石9斗余とあり、このほか41石1斗余の上毛高があり別帳とするとあるが、現在別帳は見えない。名負人は94人、内屋敷持ちは72人ある。

「寛保神社帳」には村に拝山(かしやま)大明神・八幡宮・聖権現が見える。「阿波誌」には、田6町7反余、畠24町1反余、八幡祠・櫛山祠・加志和間神の聖祠がある。「旧高旧領取調帳」によれば、高175石全て蔵入地とある。文化10年(1813)分間絵図の凡例には、村の外周5里20町24間、行者高直立400間(山犬嶽のこと)とある。また、檜原・府戸野(府殿)・トゴへ(戸越)・堂谷・大畠・ハゲ石谷・若木・カヤゴヤ(萱小屋)・松畠・コヤケン(小薬研)などの字地名が見える。また、現在の三所神社付近には八幡宮・檜山大明神・聖大明神の記述があり、山犬嶽山上には大師堂・地藏・龍王が見える。また、田畠のほとんどは、勝浦川の支流に沿って開けた棚田や段々畑である。

庄屋は、小字石本に居た六右衛門が宝暦13年(1763)まで務めていたが、南方三郡(海部・那賀・勝浦)追放(理由不明)となり、美馬家の先祖である字中瀬津に住む五人組役団蔵が庄屋役に充てられた。

庄屋はその後、団蔵、記多次、覚郎、周蔵、泰次、要治(初名一鶴吉、改名一助左衛門、再改名一要治)と各代の美馬家当主が就任している。助左衛門のとき一時福原村7ヶ村の庄屋を兼帯していた。

要治は明治4年(1871)に瀬津村里長補、明治8年に第十大区三小区二等戸長、明治12年には福原村外2村の戸長を務め、明治22年市町村制が敷かれると初代の福原村長となった。

美馬家文書について

美馬家は、旧瀬津村(現勝浦郡上勝町生実)の庄屋を務めた家である。平成14年(2002)5月故美馬治文氏の意向により、文書館に資料が預けられ、翌年から整理が進められ、その結果2,966点の古文書が確認された。その後平成21年(2009)に美馬正治氏より古文書の寄贈を受けることになり、虫食い等で古文書の状態が悪い物などをのぞき2,799点を公開している。

美馬家文書は、山村庄屋の家の文書として、江戸時代から明治にかけての山の生活に関わる古文書がたくさん含まれている。

殿河内の御林から瀬津名共有林へ

瀬津村の西部の広大な山地、勝浦川の源流部にあたる殿河内は江戸時代初期から徳島藩直轄の御林とされ、寛永5年（1628）の文書には早くも「勝浦郡の内とろ川谷にて、杉檜そのほか諸材木仕り候て」とあり、殿河内谷で木材が生産され、勝浦川下流の江田村（現小松島市江田町）で分一銀が徴収されている。

藩の御林とは、徳島藩直轄の山林で、御林奉行の管轄下であり、城や軍船の建築用木の確保、または請山として近隣の人々に管理を請け負わせ藩収入確保のために置かれた。殿河内御林にも番所が置かれ厳しく管理されていた。

御林山は、藩の許可によって稼ぎ山として入山が認められることもあった。殿河内には峠を越えた名東郡佐那河内村、名西郡神領村の人々が稼ぎ山として入山が許可されたが、瀬津村の人々はなかなか関わるのが難しかったという。文化4年山分の瀬津村分間図を見ると、勝浦川水源地の川筋や、谷の地名、番所の場所などの記述以外何も書かれていない。

しかし江戸時代末期には瀬津村の人々が、殿河内御林の中に設定された稼ぎ山の定請銀（御林の請負銀）を藩の御林方に直接支払った上納書（マケ 01874）が残されており、御林方の受領が裏書きされている。瀬津村の人々によるこうした活動は、三所神社の「志士遺徳碑」に庄屋美馬周蔵が御林下草の刈り取りについて上願を繰り返し成功したとあることに一致する。

明治維新以後、御林の管理は大きく変わることになる。明治初年、殿河内御林に置かれていた番所とその中の道具類を全て入札会を開いて払い下げを、瀬津村里長に伝えた徳島藩民政掛南出張処からの通知（マケ 02100）がある。御林管理の中心であった番所は、完全に払い下げの対象となった。

また、明治4年（1871）殿河内御林の内にあった山畑4反などの扱いについて書かれた願書（マケ 00009）がある。この畑の肥料などのため14～5年前に殿河内御林の中に稼ぎ山が設定され、運上銀年350目の上納と殿河内御林の中に杉250本の植林を命ぜられ、これまできちんと果たしてきたので、維新後も村中の共有林としてほしい旨を願い上げたのである。

このころ、瀬津村の元庄屋であった美馬要治も村の共有林を作るため、東奔西走していたようである。長田近蔵から美馬要治への書簡（マケ 01404）には、御林である殿河内山の払い下げについて、要治が徳島県の岸有熹権少参事や岩本晴之権大属などの有力な官僚を相手に苦労していた様子が書かれている。

こうして瀬津地区は、御林であった殿河内の一部を瀬津名有林とすることに成功し、その木材の売り上げにより、道路や橋の整備などを進めたと三所神社の「志士遺徳碑」にある。明治29年瀬津名共有林の榎・榎・榎3万本を入札で売り出すという広告（マケ 02672003）がある。瀬津地区にとって大きな収入源であった。

瀬津村三所神社志士遺徳碑

三所神社の境内には瀬津由来の碑・美馬要治翁之像などの記念碑と並んで、志士遺徳碑がある。碑は社殿の西にあり、徳島藩最後の藩主蜂須賀茂韶^{もちあき}が題額を揮毫^{きごう}し、文面は徳島師範学校長などを歴任した教育者岡本斯文^{しぶん}が記している。明治41年7月建立、碑面を刻んだのは土井芳年である。この碑の隣には美馬要治翁之碑があり、その銘板には昭和33年(1958)11月建立したとある。

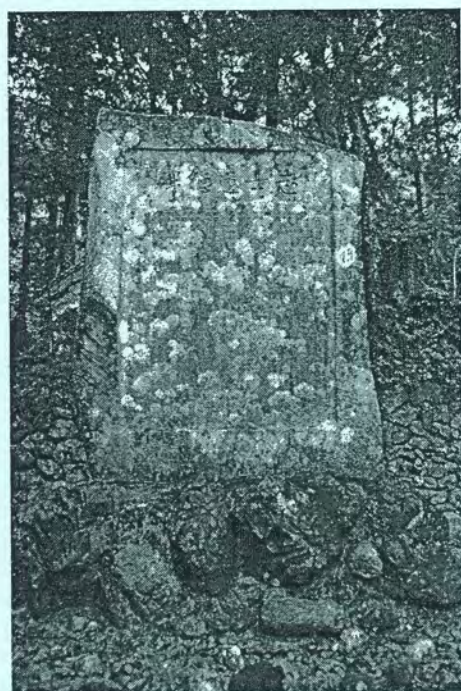
碑面にはまず、明治7年(1874)に瀬津、野尻、久保、檜原四村を合わせて生実村^{いくみ}としたこと、「生実」の由来は瀬津名戸越^{とごえ}の「栗のうね」に栗の大樹がありこの実で飢えを凌いだ事によるとある。

瀬津名にある山林の内、嵯峨^{とせ}・滝ノ下・萱木屋の面積135町余の山林は藩有林で下草刈りも出来なかったが、文政年間に庄屋美馬周蔵の尽力で下草刈りの免許を得る事が出来た。

明治4年、藩からの山林払い下げに際し美馬要治翁が説いて、村民が購入し共有林とした。要治翁はその利益が村民に行き渡ることを計画し、その実現に尽力した。産土神社や森木の払い下げを受け、森木を売却するなどして代価を払おうとしたが、神仏に属する物は木葉のわずかなものといえども用いてはならないとして反対を受けた。しかし、要治翁は初志を貫き、位宝滝・高畑・嵯峨・大檜の九町四反八畝を新たに購入し瀬津名共有林の基礎をつくった。また、道路を開鑿したり、橋梁を架たりする費用もこの資金を活用した。しかし、要治翁は財政上やむを得ない事とはいえ神に対して不敬の罪があると考え、明治41年(1908)元日に100円を寄付し、毎年行う春季祭典の基金とした。

この山林は村人が下草を刈って焼き畑をするなど生計の一助としていたので「渡世山」と称していた。世渡りの意味ではあるが村民が名付けの際、その名前が上品でないと後世にいわれないように「嵯峨」と改称したという。「嵯峨」は読みが「渡世」と同じであるというが、なんと根拠のないでたらめなことであらうか。名は実を表すので、名が正しくなければ実を求めるべきでない。これは残念なことである。

最後に、村人が要治翁の功績は多くの人々に永年に伝えるべきであるとして、翁を顕彰する碑を建てる計画を立て、斯文にその由を記すように依頼したのでこのように叙したと締めくくっている。



山の産業

上勝地方の多くは山間地であり、決して恵まれた土地柄とは言えない。しかしこの厳しい自然・生活環境のなか、村人はその地に適した作物を育て生きてきた。今、この地の人々の努力の足跡を紹介してみたい。

○五年切元米返シ売渡申茶園書物之事 (ミケ 00585)

近世には四木三草と呼ばれる代表的な商品作物があるが、その四木の一つが茶である。耕地の少ない山間地帯において、茶は貴重な商品作物であり、収入源であった。それゆえ茶園は村人にとっては大切なものであった。明和8年(1771)のこの資料は、瀬津村の理助が先祖代々の茶園を年貢上納のため、「五年切元米返シ」で同じ村の仲之丞に売渡した文書である。受渡しに際し年貢・諸役を負担すること。期間が過ぎて「請返シ」がない時は続けてそのまま耕作すること。受渡しに当たっては何ら支障がないことなどが記されている。

○(炭焼人^{やまてぎん}山手銀御免願につき割符銀取究証文・前欠) (ミケ 01448)

上勝地方の炭焼きには「御山手銀」^{わつぷ}がかけられており、村人たちは、重い負担に悩まされていた。そこで、「焼人」「御役人」連判を持って「御林方御役所」へ「御山手銀御免奉願上候」と免除を願い出るが、免除する替わりに新たに「造用」を命じられた。これに対し「焼人」たちは「承知不仕」と反対するが認められず、割賦および新たな税徴収の取決めなどを決め、「焼人」たちの連判と村役人の奥書を持って提出している。ここには「焼人」たちの、生活を必死に守ろうとする姿を垣間見ることができる。

○乍恐奉願上覚 (殿川内御林より新用水堀取願) (ミケ 01073)

棚田は山間地帯の特色ある風景であり貴重な文化遺産である。瀬津地区府殿の棚田は、規模は小さいが(4.4ha程)見事な棚田である。この文書はこれら棚田の景観と深くかかわる用水開削についての貴重な史料である。瀬津村は土地険しく、田地も少なく、農業以外に炭焼き・駄賃稼ぎなどで家計を補っているが、生活は厳しい。また水も乏しく少しの日照りでも「干損」となり、村人は迷惑・難渋していた。そこで、殿川内御林の中から用水を引くなら、古田・新田の開発も進み、また「御国益」のみならず、「村方百姓之一助」にもなると用水開削の重要性を願い出ている。さらに、用水堀取の許可が得られるならば「百姓共皆自力を以出来仕度」と「百姓」自らの力で普請したいと願い出ている。現在、瀬津地区には10ヶ所ほどの用水があるが、これらの多くは住民の努力により切り開かれたと思われる。

江戸人足・江戸村役

江戸時代、瀬津村など山村の人々は、巨大城下町「江戸」をどのように意識していたのだろうか。それは、決して“まったく関係がない、遙か遠くの世界”ではなく、彼らにはさまざまなルートで江戸の情報・息吹が伝えられていた。その役割を果たしたもののなかに、江戸人足と江戸村役がある。

江戸人足とは江戸の徳島藩邸で水汲み・米搗きなど下働きを勤める労働力で、海部郡を除く阿波9郡の御蔵百姓のなかから1年切・給米3石5斗（所属する村の当置米から支出）の約束で江戸へ派遣した。文久2年（1862）には、江戸藩邸に江戸人足630人が勤務していた。

江戸村役とは江戸藩邸で江戸人足を監督・指図する係りで、1年切・給米10石5斗（所属する組合村の与内米から支出）を条件に阿波10郡の庄屋のなかから選んだ。天保9年（1838）の江戸村役は41人であり、勝浦郡4人・那賀郡9人・板野郡7人などであった。なお、江戸村役・江戸人足ともに村内外から代理の者を仕立てて派遣でき、江戸人足の勤務はさらに2年延長できた。

○又蔵（書簡・ご機嫌伺い及び江戸城西の丸焼失等状況報告）（ミマケ00307）

嘉永5年（1852）10月、江戸藩邸新御殿で勤務する又蔵が、「旦那様」宛に江戸や東国の様子を報告した書簡である。旦那様とは瀬津村庄屋の美馬泰次であろう。又蔵は瀬津村の百姓と考えられ、江戸人足か江戸村役かは不明である。

書簡の主な内容は次の通り。①5月に江戸城西ノ丸御殿が全焼。②6月、下野国（栃木県）の祇園社祭礼日に暴風雨、参詣者や周辺58カ村の村人が大勢死亡。③6月、品川宿で火事、芝にある増上寺火の番を担当していた藩主蜂須賀斉裕が^{なりひろ}出馬。④8月、西ノ丸御殿普請のため人夫2,500人余が作業中に大風、死傷者多数。⑤米95匁・麦100目・小豆120目など江戸の穀物相場。

又蔵は書簡とともに水天宮のお守りを送付している。水天宮は久留米藩有馬家の上屋敷内にあり、安産・水難除けの靈験で江戸市民の信仰を集めた。

○八百八（書簡・御子息勝三郎、喜和太病氣回復の報告）（ミマケ01757）

天保9年（1838）以前の書簡で、江戸藩邸に勤務する勝浦郡藤川村の八百八が、9月に瀬津村庄屋周蔵（美馬泰次の先代）宛に送ったものである。書簡には藩邸に勤務する周蔵の息子喜和太・勝三郎兄弟ら5人が登場する。

①勝三郎ら4人の病氣と回復の様子。なかでも武三郎は7月から発熱が続き、白金の下屋敷にある病人部屋へ収容されたが、9月から上屋敷へ復帰したこと。②5人は帰国を申請するが、藩邸の夫方役所の許可がなく断念。③ところが勝三郎は病氣ため今年中の讃岐金毘羅宮参詣を立願し、ひとりでも帰国を希望。

八百八・喜和太・勝三郎のほか3人も同じ勝浦山分の百姓と思われるが、江戸人足・江戸村役の別はわからない。

事件となった博奕とその取り締まり

博奕・とばくは、江戸時代の社会の中でも禁止行為だが、楽しみのひとつとして、若者を中心に人々の間に広く受け入れられていた。

瀬津村においては、何度かに渡って賭博行為が事件として現れ文書に見える。

最初は、天保5年(1834)、瀬津村鶴次郎のせがれ武十郎が博奕により、脇差し・矢立・麦一石分の土地売買証文・遣い牛まで取られたと訴え出たことに対する問答書(ミマケ 00119)が残されている。このとき6月18日の晩から19日の晩まで野尻村の竹三郎宅で、田野々村熊三、福原村熊次郎と武十郎の4人で賭博をし、武十郎が一方的に負け、手持ちの金や諸道具・証文を取られた上、田畠の耕作に使う牛まで竹三郎に渡してしまった。この事件は禁止された博奕でのことなので、牛や証文を武十郎方へ返すことで村の中の内済で決着したようである。

次に問題となったのは、天保11年(1840)百姓三之助のせがれ元吉が博奕で銀186匁を取られ庄屋などへ出された訴状(ミマケ 00947)である。この文書によれば、6月から8月29日まで8晩博奕が行われ、瀬津村神主の橘泉正を含め9人が博奕に参加している。博奕が村内にかなり広がっている様子が見える。

村での取り調べによれば、9人のうち1人虎吉が博奕などしていないと否定したため瀬津村庄屋泰次らが郡代所へ指示を求めた願書(ミマケ 00944)を出している。虎吉は、その後取り調べの際に拷問があったと訴え出る(ミマケ 00948)が、他の悪事も顕われ、村方は家を子供に相続させ隠居させることを郡代所に報告している。

この事件によって、村方では宝引(ほうびき：福引きの一種)まで取り締まるよう若者組の集まりで厳しく指導したことが書かれているが、これだけではまだ博奕の一件は収まらなかった。

弘化2年(1845)6月、村は大騒動となった。この年正月から5月まで村内で博奕がはやり始めたのが露頭し、瀬津村の村方7組の代表である年寄の調査(ミマケ 00126)によって木場を中心に28名もが関与していたことがわかったのである。庄屋美馬泰次ら村役人は、直ちに関与した中には若者も含まれるので、そこを考慮して罰を判断してほしい旨を郡代所に願い出ている。その一方庄屋は村内の各組から組員連判の博奕禁止の究書(宣言書のようなもの)(ミマケ 00994 他)を提出させている。この連判究書には鉄砲かけ(射的)や福引き・針打ちなどまで禁止することが書かれ、村民の一人一人に博奕禁止を浸透させるよう全員の署名捺印を求めている。さらにこの一度だけではなく、その後毎年のように究書を作らせ庄屋に提出させている。

こうした風儀の取り締まりを徹底することはとても難しいが、地道な努力を続けていたのである。

しめなわ 注連縄またぎ一件

○御糺ニ付申上覚 (ミマケ 00875)

天保6年(1835)12月、瀬津村内の符(府)殿組で米の盗難事件が発生した。米は最終的に発見されるが犯人捜しは難航を極め、最後の手段として氏神境内での「注連縄またぎ」が行われた。ところが関係者全員が注連縄を無事またぎ越してしまい、神のお裁きも不発に終わる。事件が迷宮入りの様相を呈しはじめる中、日頃から何かと噂のあった亀太に対する疑いが強まり、ついに彼は村八分となってしまう。これに納得できない亀太が訴え出たことから、事件は郡代役所や庄屋を巻き込んだ大騒動へと発展してしまう。

裁判を神意にゆだねる神明裁判^{しんめい}は、近世前期の段階で公式の裁判制度からは姿を消していく。しかし、この事件では「注連縄を無事またいだ亀太をなぜ疑うのか」という立場を庄屋たちはとっており、この地域では近世後期まで部分的ながら「注連縄またぎ」のような神明裁判が法的有効性を持っていたことがわかる。いずれにしても興味深い史料である。

じじん 地神祭と人形浄瑠璃の興業

地神祠は、徳島県史に「下富田八幡神社の神職^{はやくもふるとみ}早雲古富が寛政元年(1789)正月、藩主^{はるあき}治昭を動かし、阿波国中の村々に地神祠を建て年2回春秋に集い五穀豊穡を祈る祭祀が行われた」とあり、江戸後期に始まった阿波独特の祭祀である。現在でも県内の神社では天照大神外4神を石に刻んだ五角形の祠を見かける。古文書から地神祭りの様子を見てみよう。

江戸末期、福原村外7ヶ村の庄屋を兼帯していた美馬助左衛門(要治)に福原村の五人組長兵衛・民蔵から、地神祭りの^{あやつり}操興業(人形浄瑠璃の興業)への招待状(ミマケ 01790)がある。追伸に御家内様(ご家族)も一緒にと書かれ、華やかな人形浄瑠璃興業の様子が想像できる。

明治2年(1869)10月に作られた瀬津村大北組連名連判の地神祭究書(ミマケ 01111)には、地神祭が華美になり、美食・飲酒が過ぎ、親類や友達とごちそうを持って人形見物する風儀が広まっていることが書かれている。

山村の明治維新

新しい時代の訪れとともに変革の嵐が山村にも吹き荒れる。ここでは新政府からの布告を受けてとまどう瀬津村の様子を紹介しよう。

○申上覚 (ミマケ 00890)

慶応4年(1868)、政府は神仏分離令を出し、神社に属している別当・社僧の還俗^{げんそく}や御神体とされていた仏像の撤去を命じる。瀬津村でも神事を司っていた修験の観音院が還俗し神職となることになった。

○(触回状・往還道において裸体差し止め等) (ミマケ 00137)

幕末維新期に日本を訪れた欧米人にとって、男女混浴などの日本の風習は驚きと非難の的だった。ここに紹介した往来での裸体や男女混浴等の禁止令は、欧米の目を気にして出されたものである。

○(国名・旧官名を氏名に使用停止に付き窺い書) (ミマケ 01381)

明治3年(1870)、政府は○右衛門や○兵衛といった国名や律令制の官職名に由来する氏名を禁止(後に解禁)し、人々は改名を余儀なくされる。この資料は個々の名前についてどれが改名対象となっているのかなどについての、村役人からの問い合わせである。明治4年から本格化する戸籍編成にあたらなければならない彼らにとって、この作業は大きな負担となっていたようである。

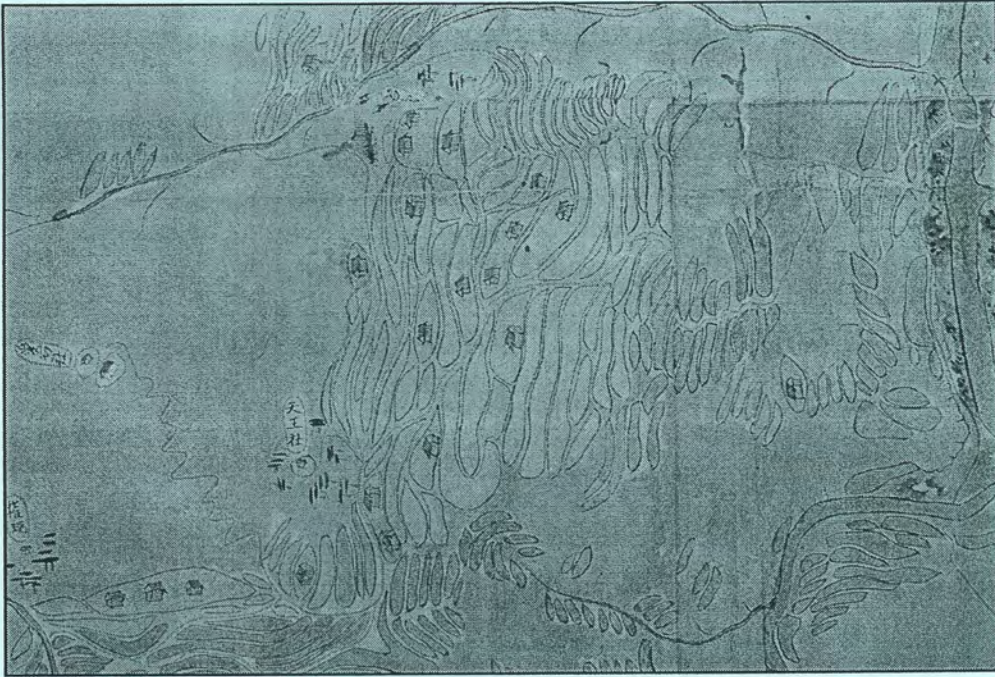
○(布告控・受帳差出方及び銃取調の件等) (ミマケ 01368)

村々からの帳簿提出が遅れたことから大蔵省への報告が遅延したことを叱責された県が、速やかな提出を督促した布告。明治初期、めまぐるしい制度変革とともに、大量の調査報告が求められていた。

○乍恐奉願上(布告等難読に付免職願) (ミマケ 01849)

このような状況に嫌気が差したのか、美馬要治は明治5年に「御布告等が理解しがたく、調査物の提出が遅れがちなので」という理由で里長補(里長は組頭庄屋に相当)の辞職願を出している。しかし、彼の辞職は認められなかったらしく、その後も地方行政の先頭に立って活躍し続けることになる。

文化 10 年勝浦郡瀬津村分間絵図（上勝町所蔵）



瀬津村分間絵図
表紙

↑ 瀬津村の中心 中瀬津付近

瀬津村の位置(勝浦郡図)

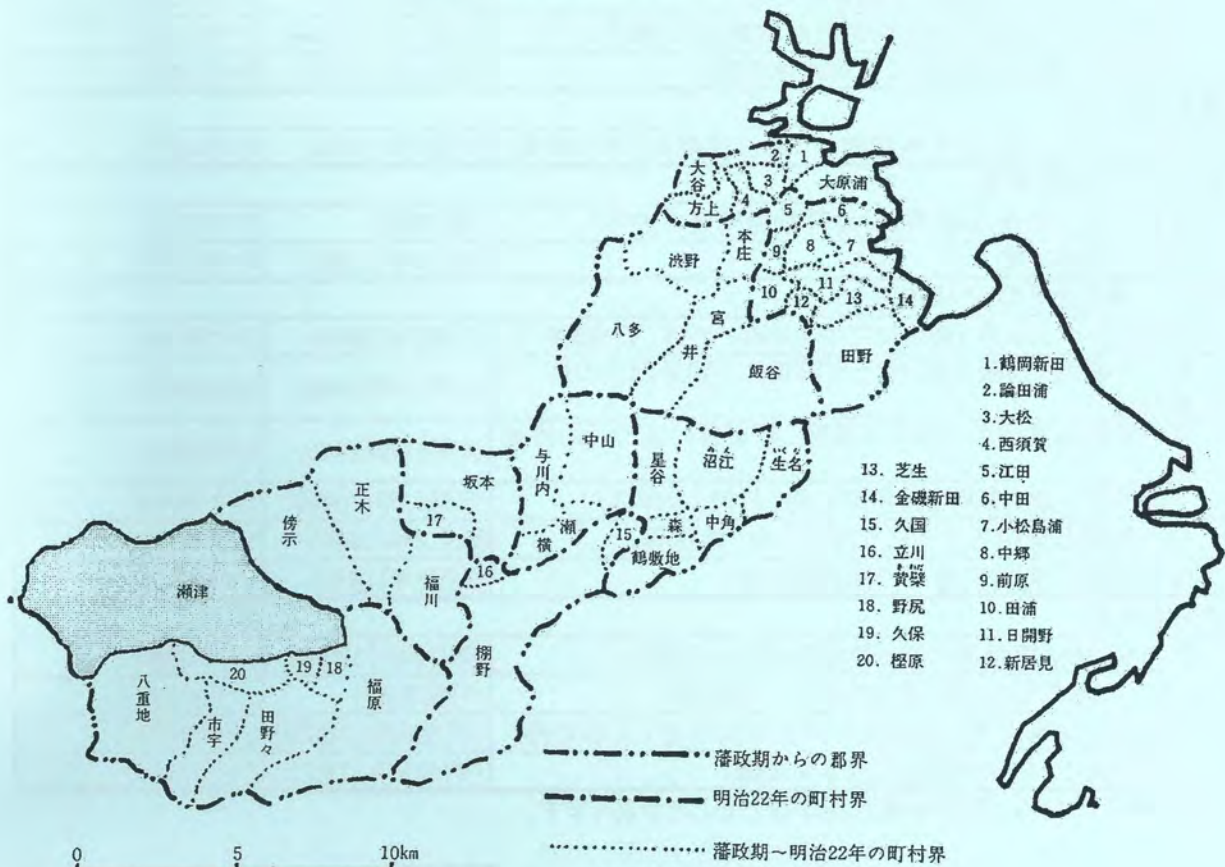


図 1 藩政期～明治22年にいたる勝浦郡の町村

昭和 5 4 年『上勝町史』163p より転載

展示資料一覧

No.	表 題	年 代	備 考
瀬津村と庄屋美馬家			
1	(貞享4年瀬津村検地帳)	元禄14年(1701)	上勝町所蔵
2	勝浦郡瀬津村在所分間絵図	文化10年(1813)	上勝町所蔵
3	勝浦郡分間図	文化10年(1813)	徳島大学所蔵複製
殿河内御林から瀬津名共有林へ			
4	覚(殿河内御林の内やけん谷田畠地下札)	明和5年(1768)	ミマケ01999
5	覚(殿河内御林定請運上銀上納)	(幕末期)	ミマケ01874
6	長田近蔵(書簡・殿河内山売り払いの件)	(明治初期)	ミマケ01404
7	乍恐奉願上覚(殿河内御林の内村中名負林仕居願い)	明治4年(1871)	ミマケ01393
8	南出張所(達・殿河内御林番所・道具類払下入札日通知)	(明治初期)	ミマケ02100
9	広告(瀬津名共有林木材売出入札の件)	明治29年(1896)	ミマケ02672003
江戸人足・江戸村役			
10	以手紙(書簡・江戸表御屋敷へ奉公の者への書状)	(近世後期)	ミマケ02011
11	喜和太(書簡・来春帰国の件及び江戸表へ送金依頼)	(文政13年・1830)	ミマケ00797
12	又蔵(書簡・ご機嫌伺い及び江戸城西の丸焼失等状況報告)	(嘉永5年・1852)	ミマケ00307
13	八百八(書簡・御子息勝三郎・喜和太病氣回復の報告)	(近世後期)	ミマケ01757
山の産業			
14	申上ル覚(楮売買勝手次第の願・下書)	享和3年(1803)	ミマケ01498
15	乍恐奉願覚(楮高値に付中折紙値段引上願)	天保8年(1837)	ミマケ00810
16	五年切元米返シ売渡申茶園書物之事	明和8年(1771)	ミマケ00585
17	(炭焼人山手銀御免願に付割符銀取証文・前欠)	文政10年(1827)	ミマケ01448
18	乍恐奉願(殿川内御林より新用水堀取願)	明治2年(1869)	ミマケ01073
注連縄またぎ一件			
20	御糺二付申上覚(紛失米詮議のため注連縄またぎの件等)	天保7年(1836)	ミマケ00875
地神祭と人形浄瑠璃興業			
21	福原村五人組長兵衛(書簡・地神祭操興業の案内)	(幕末期)	ミマケ01790
22	地神祭究書之覚	明治2年(1869)	ミマケ01111
事件となった博奕とその取り締まり			
23	御糺二付申上ル覚(博奕にて牛売り払いの件、行着願い)	天保5年(1834)	ミマケ00119
24	左ニ一書ヲ以奉願上覚(倅元吉博奕にて銀子損失の件、行着願)	天保11年(1840)	ミマケ00947
25	乍恐奉願上覚(9名立会にて博奕、無実言い立ての件行着願)	天保11年(1840)	ミマケ00944
26	乍恐奉申上覚(博奕詮議拷問の件、村側より弁論)	天保11年(1840)	ミマケ00948
27	乍恐奉願上覚(9名立会にて博奕の件、注進書)	弘化2年(1845)	ミマケ00126
28	組中究書之覚(博奕停止の件連判究書)	弘化2年(1845)	ミマケ00994
山村の明治維新			
29	申上覚(神仏混淆橋に付き神主称号に仕居願)	慶応4年(1868)	ミマケ00890
30	(通称に国名官名使用禁止の件につき窺書)	(明治初期)	ミマケ00138
31	(触廻状・往来道での裸体及び男女混淆等差し止めの件)	(明治5年・1872)	ミマケ00137
32	乍恐奉願上(布告等難読に付き免職願)	(明治5年・1872)	ミマケ01849

*資料保存のため、期間中展示品が替わることがあります。

☆担当職員による展示解説 (文書館2階講座室)

日時: 11月20日(日)・1月8日(日) 1時半より

文書館の逸品展「山の庄屋さんー美馬家文書の世界ー」

平成23年10月25日発行

編集・発行

徳島県立文書館